



発行 東京都

目次

規則

- 東京都契約事務規則の一部を改正する規則……………（財務局経理部総務課）…一
- 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部疾病対策課）…二
- 東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…三
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）…四
- 知事指定薬物の指定の失効……………（福祉保健局健康安全部業務課）…四
- 海岸保全区域の変更……………（港湾局港湾経営部経営課）…五
- 海岸保全区域の海岸管理者……………（同）…八
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律による労働組合について、職員のうち労働組合法に規定する者の範囲……………（同）…一〇

規程（交）

規程（水）

○東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程……………一〇

○東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………一〇

規程（下水）

○東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程……………一一

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………一二
（産業労働局商工部地域産業振興課）…一二

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要（二件）……………一三
（同）…一三

雑報

○全国自治宝くじの発売……………（全国自治宝くじ事務協議会）…一三

規則

東京都契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年八月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五百五十七号

東京都契約事務規則の一部を改正する規則

東京都契約事務規則（昭和三十九年東京都規則第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第三項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 工事場所又は履行場所

三 工期又は履行期間

附 則

1 この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に東京都公報特定調達公告版発行規則（平成七年東京都規則第二百五十五号）第四条の規定により財務局長に依頼している登載原稿に係る公告

については、なお従前の例による。

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年八月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百五十八号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一疾病名の欄中「、ネフローゼ症候群（指定難病のIgA腎症を除く。）」、「強直性脊椎炎」、「先天性ミオパチー」、「ウイルソン病」及び「脊髄空洞症」を削り、同表対象者の欄中「ネフローゼ症候群」、「(Golitin)」、「(von Hippel Lindau)」、「先天性ミオパチー」及び「ウイルソン病」を削る。

別記第三十五号様式及び別記第三十六号様式中「A・B・C」を「ア・イ・ウ・エ・オ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別記第三十五号様式及び別記第三十六号様式の改正規定並びに附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において、この規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第一の第二類に掲げるネフローゼ症候群（指定難病のIgA腎症を除く。）、強直性脊椎炎、先天性ミオパチー、ウイルソン病又は脊髄空洞症のり患により医療費助成の対象者として現に認定を受けて

いる者（東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成二十六年東京都規則第二百号。以下「二十六年改正規則」という。）附則第五項の規定の適用を受ける者を除く。）については、当該認定に係る医療費助成の期間に限り、当該認定に係る疾病をこの規則による改正後の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（以下「新規則」という。）別表第一の第二類に掲げる疾病とみなして、新規則の規定を適用する。

3 施行日の前日において、旧規則別表第一の第二類に掲げるネフローゼ症候群（指定難病のIgA腎症を除く。）、強直性脊椎炎、先天性ミオパチー、ウイルソン病又は脊髄空洞症のり患により医療費助成の対象者として現に認定を受けている者（平成二十六年改正規則附則第五項の規定の適用を受ける者に限る。）については、施行日から平成二十九年十二月三十一日までの間は、当該認定に係る疾病を新規則別表第一の第二類に掲げる疾病とみなして、二十六年改正規則附則第五項及び第九項から第十一項までの規定並びに新規則の規定を適用する。

4 前項の規定の適用を受ける者は、施行日から平成二十九年十二月三十一日までの間に、現に受けている認定に係る医療費助成の期間が終了する場合、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）第六条第一項の規定による申請（難病法第五条第一項に規定する指定難病のうち、当該者が現に受けている認定に係る疾病に相当する疾病に係る申請に限る。次項において同じ。）を行うものとする。

5 附則第三項の規定の適用を受ける者が、難病法第六条第一項の規定による申請を行った場合であって、その病状が難病法第七条第一項第一号に該当するときは、現に受けている認定に係る医療費助成の有効期間の終了後同号に規定する病状の程度に該当している間は、附則第三項の規定は適用しない。

6 附則第二項又は第三項の規定の適用を受ける者が、施行日以降新規則第十二条に規定する資格を喪失した場合には該当するときは、資格を喪失した日以降附則第二項又は第三項の規定を適用しない。

7 別記第三十五号様式及び第三十六号様式の改正規定の施行の際、旧規則別記第三十五号様式及び第三十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、

なお使用することができる。

東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年八月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五百五十九号

東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則（平成十二年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年東京都規則第五百五十八号）附則第二項及び第三項の規定の適用を受ける者については、第二条第二号に掲げる者とみなす。

附 則

この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年八月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十号

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則（平成十二年東京都規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年東京都規則第五百五十八号）附則第二項及び第三項の規定の適用を受ける者については、第二条第二号に規定する難病医療費等助成規則別表第一に掲げる疾病に罹患している者とみなす。

附 則

この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。

東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年八月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十一号

東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則の一部を改正する規則

東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則（平成十二年東京都規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年東京都規則第五百五十八号）附則第二項及び第三項の規定の適用を受ける者については、第三条に規定する医療費等助成規則別表第一第二類に掲げる疾病に罹患している者とみなす。

附 則

この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第千三百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

る。

平成二十七年八月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

新宿区市谷本村町四十二番一の一部、平成二十七年八
同番十六、市谷佐内町十二番二から 月七日
同番四まで及び十三番から二十番ま
で

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百二十号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下
「法」という。)第二十一条の五の十九第二項の規定に基
づく届出があったので、法第二十一条の五の二十四及び指
定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等
に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第
六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人鶴風会	東京小児療養病院 児童デイサービス事業所	武蔵村山市学園4-10-1	平成26年4月30日
東村山市	東村山市あゆみの家幼児部	東村山市富士見町1-5-13	平成27年3月31日
文京区	文京福祉センター	文京区音羽1-22-14	同日
狛江市	あいとびあ子ども発達教室”ばる”	狛江市元和泉2-35-1 あいとびあセンター内	同日
社会福祉法人あいの樹	あい武蔵村山	武蔵村山市中原4-3-2	平成27年4月1日

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人鶴風会	東京小児療養病院 児童デイサービス事業所	武蔵村山市学園4-10-1	平成26年4月30日
特定非営利活動法人障害児・者支援ぐるーぷ「この指とまれ」	デイグループ「この指とまれ」	東大和市清水3-785-2	平成27年3月31日
合同会社HDS	ケアステップ新宿	新宿区早稲田鶴巻町525 稲田ビル1階	同日
株式会社玄人	こどもでいさーびす そらいろ	八王子市元本郷町1-21-13	平成27年4月30日

●東京都告示第千三百二十一号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都
条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定
薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規
定により告示する。

平成二十七年八月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 失効する知事指定薬物の名称

(一) 化学名 一(ハ)プロモベンゾ「一・二・b」四
・五」b」ジフラン「四」イル)プロパン
一ニアミン(通称名 Bromo Drag
onFLY)及びその塩類

(二) 化学名 一ーペンチル「N」(二)フェニルプロパ
ン「二」イル)一ーH「インダゾール」三
カルボキサミド(通称名 CUMYL-PIP
ACA)及びその塩類

(三) 化学名 一(五)フルオロペンチル)一「N」(二)
ーフェニルプロパン「二」イル)一ーH「イ
ンダゾール」三ーカルボキサミド(通称名 C
UMYL-5-F-PI-NACA)及びその塩
類

(四) 化学名 一ーペンチル「N」(二)フェニルプロパ
ン「二」イル)一ーH「インドール」三ーカ
ルボキサミド(通称名 CUMYL-PI-C
A)及びその塩類

(五) 化学名 一(五)フルオロペンチル)一「N」(二)
ーフェニルプロパン「二」イル)一ーH「イ

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第百三十二号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

平成二十七年八月二十九日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第千三百二十二号

平成九年東京都告示第六十三号（海岸保全区域の変更指定）により指定した海岸三丁目地先海岸に係る海岸保全区域について、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり変更する。

なお、この関係図書は、東京都港湾局港湾経営部に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 海岸名

（沿岸）東京湾（海岸）東京港
（地区海岸）港地区（地先海岸）海岸三丁目
二 変更後の海岸保全区域

基点一から基点五十五までを順次直線で結んだ線及び基点五十五と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点一 港区海岸二丁目目の出水門（外水側）と芝浦東運河左岸とが交わる地点（北緯三十五度三十八分四十六・七秒、東経百三十九度四十五分二十九・四秒）から真北九十二度十分二十八秒二十三・四メートルの地点

基点二 基点一から二百二度五十九分十五秒五十五・六〇〇メートルの地点

基点三 基点二から百十二度四十一分四十一秒六一・〇〇メートルの地点

基点四 基点三から二百二度五十九分十一秒一七・〇〇メートルの地点

基点五 基点四から百十二度三十八分五十六秒四十三・一〇〇メートルの地点

基点六 基点五から百九十八度五十分五十三・二〇〇メートルの地点

基点七 基点六から百四十三度三十七分三十二秒十一・九〇〇メートルの地点

基点八 基点七から百九十七度十五分三十九秒三十九・〇〇メートルの地点

基点九 基点八から二百三十度七分五秒十・九〇〇メートルの地点

基点十 基点九から百八十九度二十八分三十七秒六十六・〇〇メートルの地点

基点十一 基点十から百八十六度三十二分五十七秒九十八・九〇〇メートルの地点

基点十二 基点十一から八十九度三十七分十八秒四十四・七〇〇メートルの地点

基点十三 基点十二から百七十九度三十七分十六秒〇九・〇〇メートルの地点

基点十四 基点十三から八十九度三十七分二十二秒四十五・五〇〇メートルの地点

基点十五 基点十四から百七十九度三十七分十七秒三百二十二・五〇〇メートルの地点

基点十六 基点十五から二百六十九度二十五分四十秒三十二・三〇〇メートルの地点

基点十七 基点十六から百七十九度四十二分六秒百八十九・一〇〇メートルの地点

基点十八 基点十七から八十九度三十八分一秒三十二・五〇〇メートルの地点

基点十九 基点十八から百七十九度三十七分十七秒四十六・四〇〇メートルの地点

基点二十 基点十九から二百六十九度三十七分十七秒八十五・七〇〇メートルの地点

基点二十一 基点二十から百七十九度三十八分二十一秒二十三・二〇〇メートルの地点

基点二十二 基点二十一から二百一十一度二十分十三秒二十二・八〇〇メートルの地点

基点二十三 基点二十二から三百三十三度四十五分十一秒二百五十一・〇〇〇メートルの地点

基点二十四 基点二十三から二百五十四度一分五十五秒七十九・一〇〇メートルの地点

基点二十五 基点二十四から二百二度三十八分四十三秒二百四十二・六〇〇メートルの地点

基点二十六 基点二十五から二百九十三度三十一分二十秒三十一・五〇〇メートルの地点

基点二十七 基点二十六から二百二度四十二分五十秒百七十・四〇〇メートルの地点

基点二十八 基点二十七から百十二度二十五分二十三秒十六・〇〇〇メートルの地点

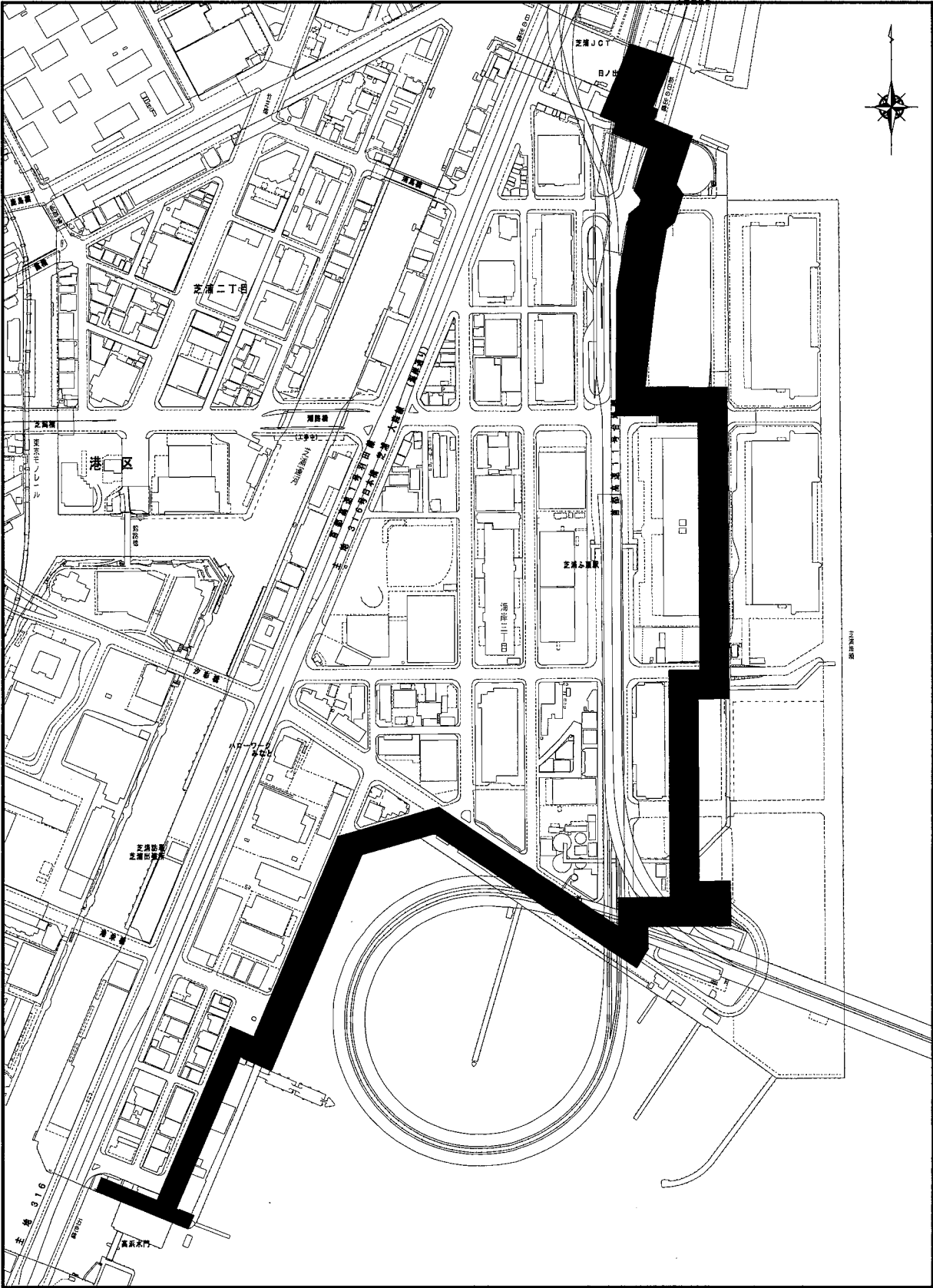
基点二十九 基点二十八から二百二度四十二分四十九秒

基点三十	十五・〇〇〇メートルの地点
基点三十一	基点二十九から二百九十二度二十五分三十七秒百三・〇〇〇メートルの地点
基点三十二	基点三十から二十二度四十二分四十九秒十五・〇〇〇メートルの地点
基点三十三	基点三十一から百三十二度二十五分四十秒六十二・〇〇〇メートルの地点
基点三十四	基点三十二から二十二度四十二分五十一秒百九十五・九〇〇メートルの地点
基点三十五	基点三十三から百十三度三十一分二十六秒二十六・四〇〇メートルの地点
基点三十六	基点三十四から二十二度三十八分四十二秒二百二十五・一〇〇メートルの地点
基点三十七	基点三十五から七十四度一分五十五秒百九一・〇〇メートルの地点
基点三十八	基点三十六から百二十三度四十五分十一秒二百二十二・八〇〇メートルの地点
基点三十九	基点三十七から三百五十九度三十八分二十秒三十・一〇〇メートルの地点
基点四十	基点三十八から八十九度三十七分十八秒五十三・三〇〇メートルの地点
基点四十一	基点三十九から三百五十九度四十二分六秒二百三十五・四〇〇メートルの地点
基点四十二	基点四十から八十九度二十五分四十秒三十二・一〇〇メートルの地点
基点四十三	基点四十一から三百五十九度三十七分十七秒二百五十六・五〇〇メートルの地点
基点四十四	基点四十二から二百六十九度三十七分二十二秒四十・六〇〇メートルの地点
基点四十五	基点四十三から三百五十九度三十七分二十秒七・〇〇〇メートルの地点
基点四十六	基点四十四から二百六十九度三十七分十九秒四十五・三〇〇メートルの地点

基点四十七	基点四十六から〇度四十七分四十五秒百三十一・〇〇〇メートルの地点
基点四十八	基点四十七から九度二十八分三十六秒七十九・四〇〇メートルの地点
基点四十九	基点四十七から五十度六分五十六秒十三・一〇〇メートルの地点
基点五十	基点四十八から十七度十五分三十八秒六・九〇〇メートルの地点
基点五十一	基点四十九から三百二十三度三十七分二十六秒十二・一〇〇メートルの地点
基点五十二	基点五十から十八度五分十六秒四十六・〇〇〇メートルの地点
基点五十三	基点五十一から二百九十二度四十一分四十九秒四十・二〇〇メートルの地点
基点五十四	基点五十二から二十二度五十九分十一秒十一・七〇〇メートルの地点
基点五十五	基点五十三から二百九十二度四十二分〇〇秒十七・九〇〇メートルの地点
	基点五十四から二十二度二十四分五十七秒八十・五〇〇メートルの地点

海岸保全区域略図 次図のとおり

海岸保全区域略図



■ 海岸保全区域

●東京都告示第千三百二十三号

平成二十七年東京都告示第千三百二十二号により変更した東京港海岸保全区域の一部について、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項に規定する協議が成立したので、同条第八項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 海岸管理者 東京港港湾管理者の長

二 区域

基点一から基点八までを順次直線で結んだ線及び基点八と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点一

港区海岸二丁目目の出水門（外水側）と芝浦東運河左岸とが交わる地点（北緯三十五度三十八分四十六・七秒、東経百三十九度四十五分二十九・四秒）から真北百七十六度三十五分二十二秒八百七十二・〇メートルの地点

基点二

基点一から二百六十九度三十七分十八秒三十二・四〇〇メートルの地点

基点三

基点二から三百五十九度四十二分六秒二百三十五・四〇〇メートルの地点

基点四

基点三から八十九度二十五分四十秒三十二・一〇〇メートルの地点

基点五

基点四から百七十九度三十七分十七秒三十・〇〇〇メートルの地点

基点六

基点五から二百六十九度二十五分四十秒二・一〇〇メートルの地点

基点七

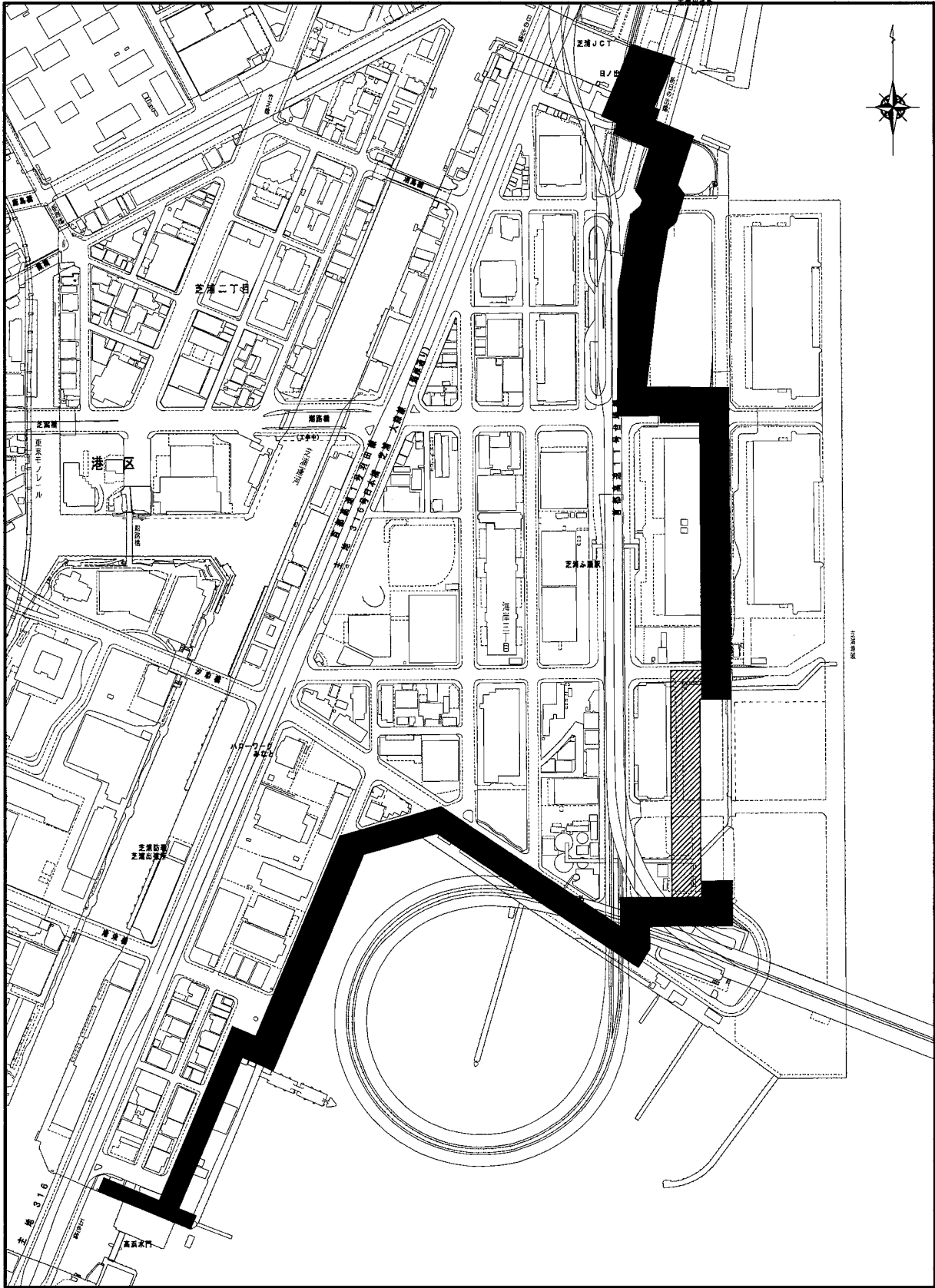
基点六から百七十九度四十二分六秒百八十九・一〇〇メートルの地点

基点八

基点七から八十九度三十八分一秒二・四〇〇メートルの地点

海岸保全区域略図 次図のとおり

海岸保全区域略図



	海岸保全区域
	当該海岸保全区域

告 示 (労)

●東京都労働委員会告示第四号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十八日

東京都労働委員会

- 一 地方公営企業の名称 東京都交通局
- 二 労働組合の名称 東京交通労働組合
- 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲
 - 勤務箇所
 - 局長及び担当部長
 - 課長及び担当課長
 - 総務部総務課課長代理(庶務担当)、課長代理(文書担当)及び課長代理(秘書担当)
 - 総務部企画調整課課長代理(企画調整担当)
 - 総務部経営管理課課長代理(経営管理担当)
 - 総務部財務課課長代理(主計係長)及び課長代理(財務係長)
 - 職員部人事課課長代理(人事第一係長)、課長代理(服務指導

係長)及び課長代理(人事第二係長)

職員部労働課課長代理(労務厚生係長)及び健康管理医

所長及び動力車操縦者養成所主任教師

所長

所長

所長

所長

所長

所長

場長

所長

所長

所長

所長

所長

四 認定年月日 平成二十七年八月四日

規 程 (交)

●交通局規程第七十三号

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年八月二十八日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局契約事務規程(昭和三十九年交通局規程第

十五号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第三項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 工事場所又は履行場所

三 工期又は履行期間

附 則

1 この規程は、平成二十七年九月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に東京都公報特定調達公告版発行規則(平成七年東京都規則第二百五十五号)第四条第二項の規定により財務局長に依頼している登載原稿に係る公告については、なお従前の例による。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第四十六号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年八月二十八日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二百六十五条の五第三項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 工事場所又は履行場所

三 工期又は履行期間

附 則

1 この規程は、平成二十七年九月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に東京都公報特定調達公告版

発行規則（平成七年東京都規則第二百五十五号）第四条第二項の規定により財務局長に依頼している登載原稿に係る公告については、なお従前の例による。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第三十六号

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年八月二十八日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務規程（昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十三号）の一部を次のように改正する。第五十六条第三項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 工事場所又は履行場所
- 三 工期又は履行期間

附則

- この規程は、平成二十七年九月一日から施行する。
- この規程の施行の際、現に東京都公報特定調達公告版発行規則（平成七年東京都規則第二百五十五号）第四条第二項の規定により財務局長に依頼している登載原稿に係る公告については、なお従前の例による。

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年八月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十七年八月二十八日

東京都知事 舛添要一

- 一 店舗名 トルナーレ日本橋浜町
- 二 店舗所在地 中央区日本橋浜町三丁目三番一号
- 三 設置者名 安田不動産株式会社ほか四名
- 四 設置者住所 千代田区神田錦町二丁目十一番地ほか
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか四名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか四名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社エンジェリーベ
- 八 変更前の小売業者の住所 横浜市都筑区仲町台五丁目四番二十二号
- 九 変更後の小売業者の住所 品川区西五反田五丁目二番四号

十 変更日 平成二十六年六月一日ほか

十一 届出日 平成二十七年七月二十四日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十三 縦覧期間

平成二十七年八月二十八日から同年十二月二十八日まで。ただし、

東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年八月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十七年八月二十八日

東京都知事 舛添要一

一	店舗名	トルナーレ日本橋浜町
二	店舗所在地	中央区日本橋浜町三丁目三番一号
三	設置者名	安田不動産株式会社ほか四名
四	設置者住所	千代田区神田錦町二丁目十一番地ほか
五	変更前の開店時刻	午前九時ほか
六	変更前の閉店時刻	午後十一時
七	変更後の開店時刻及び閉店時刻	二十四時間営業ほか
八	変更前の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯	午前八時三十分から午後十一時三十分まで
九	変更後の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯	二十四時間
十	変更日	平成二十七年八月一日
十一	届出日	平成二十七年七月二十四日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	平成二十七年八月二十八日から同年十二月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八

<p>条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十七年八月二十八日</p>		
一	店舗名	東京都知事 外 添 要 一 カワタケビル
二	店舗所在地	調布市仙川町一丁目四十八番地四ほか
三	設置者名	株式会社カワタケ
四	意見	
ア	聴取者	調布市長
イ	概要	意見なし
ウ	收受日	平成二十七年八月十日
五	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
六	縦覧期間	平成二十七年八月二十八日から同年九月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
七	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日
東京都知事 外 添 要 一

一	店舗名	(仮称)ららぽーと立川立飛
二	店舗所在地	立川市泉町九百三十五番一ほか
三	設置者名	株式会社立飛ホールディングス
四	意見書	
ア	提出者及び住所	団体 立川市
イ	概要	(ア) 計画地へアクセスする幹線道路等が混乱を招かないよう、交通円滑化を図ること。 (イ) 来店経路に係る交通誘導計画について、近隣地域住民や関連事業者等へ説明を行うとともに、来店者等へ説明を行う手段により周知を行い、交通円滑化を図ること。
ウ	收受日	平成二十七年八月十一日
五	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
六	縦覧期間	平成二十七年八月二十八日から同年九月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
七	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第五十二号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成二十七年八月二十八日

全国道府県知事の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 舛添 要一

一	名称	第六百八十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	一億三千万枚 三百九十億円 (三十億円を一単位(二ユニット)として十三単位(十ユニット)。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	平成二十七年九月二十八日から同年十月十六日まで
七	抽せん期日	平成二十七年十月二十三日
八	当せん金支払開始期日	平成二十七年十月二十八日
九	当せん金の額及び当せん数の等級	当せん金 当せん本数
	一等	三億円 一本
	一等の前後賞	一億円 二本
	一等の組違い賞	十万円 九十九本
	二等	十万円 四本
	三等	十万円 千本
	四等	一万円 二万本
	五等	二千元 十万本
	六等	三百円 百万本
	宝くじ70周年賞	七十万円 百本
	計	百二十二万一千二百六本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001